

義務教育諸学校における日本語指導の新たな体制整備について

1. 背景

- 定住外国人の増加に加え、保護者の国際結婚の増加、日本生まれの外国人児童生徒の増加などによる、日本語指導が必要な児童生徒数の増加
- 地域による指導・支援体制のばらつき

2. 制度の概要

「特別の教育課程」による日本語指導

- ①指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者：日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）及び指導補助者
- ④授業時数：年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施：計画及びその実績は、学校設置者に提出

3. 制度導入の効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施 → 学校教育における **日本語指導の質の向上**
- 教職員等研修会や関係者会議の実施 → 地域や学校における関係者の **意識及び指導力の向上**
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → **組織的・継続的な支援の実現**

4. 支援体制

国の主な施策

- ・各自治体の取組を支援する補助事業の実施
(公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業:平成26年度予算(案)98百万円)
- ・日本語指導を含む個別の課題解決のための加配措置
- ・独立行政法人教員研修センターにおける実践的な研修
- ・各地域、学校での取組を支援するため、
 - ①「外国人児童生徒受入れの手引き」の作成・配布
 - ②情報検索サイト「かすたねっと」の開設・運営
 - ③日本語能力測定方法の開発
 - ④外国人児童生徒教育マニュアルの開発の実施

設置者 (教育委員会 等)

- ・学校への指導・助言
- ・人的配置、予算措置
- ・研修の実施

学校

- ・学校教育への位置付け
- ・指導計画の作成、指導、評価

支援者

- ・専門的な日本語指導
- ・母語による支援
- ・課外での指導・支援



5. 今後の見通し

- 平成26年4月1日施行
- 「特別の教育課程」による日本語指導の実施状況等を調査予定（平成26年5月1日調査）
- 担当指導主事等連絡協議会で、制度の理解と活用の促進を図る